

うっかりミスにご注意

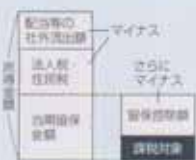
同族会社の留保金課税&判定基準 Q&A

平成18年度の税制改正では、同族会社の留保金課税について改正がなされていますが、会社法の影響を受け、判断に迷う部分が増えています。うっかりミスのないよう、内容を確認しておきましょう。



税理士 落合孝裕

図表1 留保金課税の対象



**留保金課税の
基本知識**

中小企業が利益を上げて自己資本を大きくすることは、企業を継続させるためにとても大切なことです。

そんな優良な中小企業に対して、高増で税金を徴収するという制度が「留保金課税」です。

ところがごんごんに増大な利益を上げていても、大半の上場会社には留保金課税は適用されません。なぜなら、留保金課税は「同族会社」に対してかかる税金だからです。中小企業のはすべてが同族会社であるのに対し、ほとんどの上場会社は、同族会社に当てはまりません。したがって、たいていは、留保金課税がかからないのです。

中小企業はなぜかと評判が悪いこの留保金課税が、平成18年度の税制改正でかなり緩和されることになりました。

留保金課税とは、一定額以上の所得がある同族会社に対し、通常の法人税に上乗せして法人税がかかる制度です。

留保金課税は、会社が一年間の企業活動で得た最終利益（当期純利益）を基準に計算される「所得金額」に対してかかります。具体的には、決算書の当期純利益から、交際費の損金不算入などの申告調整をした後の金額です。

と、いっても、所得金額のすべてが、課税の対象となるわけではありません。

所得金額から、配当金の社外流出額、法人税（所得金額の二〇・七％）を引いた「当期留保金額」について、さらに「当期留保金額」をマイナスした残りが、留保金課税の対象となります（図表1）。

税率は、課税対象となる金額について、

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

9
SEP. 2006
No.617

特別記事

地銀再編、金利上昇への備えなど

銀行取引・資金繰り対策で急ぎたい"次の一手"



うっかりミスにご注意
同族会社の留保金課税&判定基準Q&A

これまでの労働法則を大転換
新労働契約法が中小企業にもたらすインパクト

死活問題ともなりかねない
違法駐車取締りの民間委託に企業はどう対応すべきか

別冊付録
重要書類等の紛失・盗難に伴う手続き便覧

図表2 留保金課税改正のポイント

- 課税対象となる会社の改正
上位1株主グループが株式の50%超を保有する会社に限定（特定同族会社）
- 留保控除の拡大
自己資本比率基準の追加（資本金1億円以下の中小企業のみ）
留保控除額の拡大（原簿基準・定額基準）
- 千通用控除の廃止

「す」依然として、ほとんどの中小企業が留保金課税の対象となることに変わりはないでしょう。

●自己株式がある場合の割当基準
特定同族会社の決定において、自己株式はどのように扱えばよいのでしょうか？

▲自己株式は、特定同族会社の決定では、発行済株式総数から除外して計算します（図表4）。忘れやすい部分ですので、しっかりと確認してください。

●議決権制限株式がある場合の特定
会社法により、「議決権制限株式」の改正があったこと

●発行済株式総数＝20株
●上位1つの株主グループの保有株式＝8株（47.9%）
●自己株式＝25株
同族会社の決定は自己株式を除外するので、8株＋（20株－25株）×52.1%＝50%超になるので、「特定同族会社」に該当し、留保金課税の対象となる

●議決権制限株式がある場合の特定
会社法により、「議決権制限株式」の改正があったこと

●発行済株式総数＝20株
●上位1つの株主グループの保有株式＝8株（47.9%）
●自己株式＝25株
同族会社の決定は自己株式を除外するので、8株＋（20株－25株）×52.1%＝50%超になるので、「特定同族会社」に該当し、留保金課税の対象となる

●議決権制限株式がある場合の特定
会社法により、「議決権制限株式」の改正があったこと

●発行済株式総数＝20株
●上位1つの株主グループの保有株式＝8株（47.9%）
●自己株式＝25株
同族会社の決定は自己株式を除外するので、8株＋（20株－25株）×52.1%＝50%超になるので、「特定同族会社」に該当し、留保金課税の対象となる

●議決権制限株式がある場合の特定
会社法により、「議決権制限株式」の改正があったこと

●発行済株式総数＝20株
●上位1つの株主グループの保有株式＝8株（47.9%）
●自己株式＝25株
同族会社の決定は自己株式を除外するので、8株＋（20株－25株）×52.1%＝50%超になるので、「特定同族会社」に該当し、留保金課税の対象となる

図表3 特定同族会社の基準



●留保金課税改正のポイント
今回の改正は、現状の中小企業が置かれている状況を踏まえ、留保金課税の対象となるケースを少なくしようという狙いがあります。改正

●特定同族会社の定義
どんな会社が、留保金課税の対象となるのですか？

▲改正により、平成18年4月1日以後に開始する事業年度（平成18年3月期決算からは、1株主グループが、株式の50%を超えて保有する会社となり、この会社のことを「特定同族会社」といいます（図表3）。この場合のグループとは、株主とその他の親族のすべてを含みます。これまでの、上位3グループで50%超を保有していれば、議決権対象となりましたから、条件が緩和されたといえます。

●留保金課税改正のポイント
今回の改正は、現状の中小企業が置かれている状況を踏まえ、留保金課税の対象となるケースを少なくしようという狙いがあります。改正

●特定同族会社の定義
どんな会社が、留保金課税の対象となるのですか？

▲改正により、平成18年4月1日以後に開始する事業年度（平成18年3月期決算からは、1株主グループが、株式の50%を超えて保有する会社となり、この会社のことを「特定同族会社」といいます（図表3）。この場合のグループとは、株主とその他の親族のすべてを含みます。これまでの、上位3グループで50%超を保有していれば、議決権対象となりましたから、条件が緩和されたといえます。

●留保金課税改正のポイント
今回の改正は、現状の中小企業が置かれている状況を踏まえ、留保金課税の対象となるケースを少なくしようという狙いがあります。改正

●特定同族会社の定義
どんな会社が、留保金課税の対象となるのですか？

▲改正により、平成18年4月1日以後に開始する事業年度（平成18年3月期決算からは、1株主グループが、株式の50%を超えて保有する会社となり、この会社のことを「特定同族会社」といいます（図表3）。この場合のグループとは、株主とその他の親族のすべてを含みます。これまでの、上位3グループで50%超を保有していれば、議決権対象となりましたから、条件が緩和されたといえます。

●留保金課税改正のポイント
今回の改正は、現状の中小企業が置かれている状況を踏まえ、留保金課税の対象となるケースを少なくしようという狙いがあります。改正

●特定同族会社の定義
どんな会社が、留保金課税の対象となるのですか？

▲改正により、平成18年4月1日以後に開始する事業年度（平成18年3月期決算からは、1株主グループが、株式の50%を超えて保有する会社となり、この会社のことを「特定同族会社」といいます（図表3）。この場合のグループとは、株主とその他の親族のすべてを含みます。これまでの、上位3グループで50%超を保有していれば、議決権対象となりましたから、条件が緩和されたといえます。

●留保金課税改正のポイント
今回の改正は、現状の中小企業が置かれている状況を踏まえ、留保金課税の対象となるケースを少なくしようという狙いがあります。改正

●特定同族会社の定義
どんな会社が、留保金課税の対象となるのですか？

▲改正により、平成18年4月1日以後に開始する事業年度（平成18年3月期決算からは、1株主グループが、株式の50%を超えて保有する会社となり、この会社のことを「特定同族会社」といいます（図表3）。この場合のグループとは、株主とその他の親族のすべてを含みます。これまでの、上位3グループで50%超を保有していれば、議決権対象となりましたから、条件が緩和されたといえます。

図表4 自己株式がある場合の計算例

- 自己株式がある場合の割当基準
特定同族会社の決定において、自己株式はどのように扱えばよいのでしょうか？
- ▲自己株式は、特定同族会社の決定では、発行済株式総数から除外して計算します（図表4）。忘れやすい部分ですので、しっかりと確認してください。

●議決権制限株式がある場合の特定
会社法により、「議決権制限株式」の改正があったこと

●発行済株式総数＝20株
●上位1つの株主グループの保有株式＝8株（47.9%）
●自己株式＝25株
同族会社の決定は自己株式を除外するので、8株＋（20株－25株）×52.1%＝50%超になるので、「特定同族会社」に該当し、留保金課税の対象となる

図表5 留保控除の改正点

改正前の留保控除 (旧法)	改正後の留保控除 (平成18年3月決算期から)
●原簿基準 所得×25%	●原簿基準 所得×50%（資本金1億円超の大企業は所得×40%）
●定額基準 年1,500万円	●定額基準 年2,000万円
●積立金基準 資本金×25%-利益積立金	●積立金基準（改正なし） 資本金×25%-利益積立金

●自己資本比率基準
自己資本比率30%超過までの額（中小企業のみ）

●議決権の選任および解任に関する決議に係る議決権
●役員候補の選任、身分などの決議に係る議決権
●剰余金の配当または利益の分配に関する決議に係る議決権

●自己資本比率基準
自己資本比率30%超過までの額（中小企業のみ）

●議決権の選任および解任に関する決議に係る議決権
●役員候補の選任、身分などの決議に係る議決権
●剰余金の配当または利益の分配に関する決議に係る議決権

●自己資本比率基準
自己資本比率30%超過までの額（中小企業のみ）

●議決権の選任および解任に関する決議に係る議決権
●役員候補の選任、身分などの決議に係る議決権
●剰余金の配当または利益の分配に関する決議に係る議決権

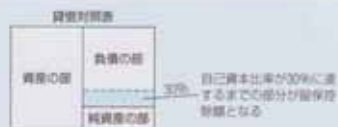
●自己資本比率基準
自己資本比率30%超過までの額（中小企業のみ）

●議決権の選任および解任に関する決議に係る議決権
●役員候補の選任、身分などの決議に係る議決権
●剰余金の配当または利益の分配に関する決議に係る議決権

●自己資本比率基準
自己資本比率30%超過までの額（中小企業のみ）

●議決権の選任および解任に関する決議に係る議決権
●役員候補の選任、身分などの決議に係る議決権
●剰余金の配当または利益の分配に関する決議に係る議決権

図表6 自己資本比率基準で控除されるもの



図表7 自己資本比率基準で控除される金額の計算例
(自己資本比率の計算式)

自己資本比率(%) = $\frac{\text{前年度自己資本額 (純資産の部の合計)}}{\text{前年度総資産額 (資産の部の合計)}} \times 100$

【計算例】

前年度の貸借対照表 (単位: 千円)	
資産の部	負債の部
現金預金 1,000	短期借入金 2,000
固定資産 10,000	長期借入金 5,000
負債の部合計 7,000	負債の部合計 7,000
純資産の部 3,000	純資産の部 3,000
純資産の部合計 3,000	純資産の部合計 3,000
純資産の部合計 120,000	負債・純資産の部合計 120,000

自己資本比率(%) = $\frac{30,000 + 1,000,000}{130,000,000} \times 100 = 23\%$

30%に満たないので、自己資本比率基準を適用できる。30%に達するまでの部分に相当する金額の計算式(法人税法施行令第40条)

(前年度総資産額 - 前年度自己資本額) × $\frac{30}{100}$ = 前年度自己資本額

【計算例】

(130,000,000 - 24,000,000) × $\frac{3}{10}$ = 24,000,000

= 17,142,857円が控除される

「役員も役員負担分は 借入金課税の対象外」

これまでは、会社決算時の役員負担分として役員負担を支払うと、その分は借入金課税の対象とならなかった。しかし、借入金課税の対象となる金額が少なくなり、借入金課税の対象となる金額が少なくなりました。

なお、借入金課税を踏まえた、法人税の具体的な計算例を次「図表8」に挙げますので、参考にしてください。

も最も多い金額が控除できることになる。つまり、以前より控除額が大きくなる可能性があります。

自己資本比率基準とは、自己資本が総資産の30%に満たない場合に、その30%に達するまでの金額が控除されるものです(図表6)。この30%に達するまでの金額は、図表7のような計算式で算出します。

なお、この場合の前年度自己資本額には、可換株主等からの借入金を含めて計算します。つまり、社長やその家族からの借入金があ

れば、それを加算します。また、その自己資本比率の平均は「20%程度」となっています。自己資本比率が30%以上の会社は、この基準は適用できませんので注意してください。

○控除額の拡大

これまでにもあった「所得基準」と「従業員数基準」も控除額が大幅に拡大しました。

所得基準は、中小企業所得等×50%に、大企業は所得等×40%に改正されました。いずれも

も、これまでの所得等×35%より大きくなっています。

また、「従業員数」も年一、五〇〇万円から年二、〇〇〇万円になり、五〇〇万円増加しました。この改正で、借入金課税の対象となる金額が少なくなり、借入金課税の対象となる金額が少なくなりました。したがって、企業にとっては減税となります。

なお、借入金課税を踏まえた、法人税の具体的な計算例を次「図表8」に挙げますので、参考にして

かばんひとつでらくらくお引越し。 マントミパークハウス

東京・新宿へ好アクセス JR池袋駅東口徒歩5分 池戸駅から徒歩まで11分 駅徒歩まで20分



24時間安心のフロント常駐サービス

大浴場(24時間使用)、サウナ、食室(朝夕食 食卓付)、クリーニング・宅配取次、TV・電話・ペット・冷蔵庫・CATV(インターネット常時接続)、冷暖房完備等家具付

短期契約応相談

お問い合わせ先 マントミパークハウス 東京都江東区池戸8-2-1 e-mail info@mantomi.com

http://www.mantomi.com 03-3683-5211(代)

賃貸 株式会社 萬富 東京都中央区日本橋区1-9-12(共同ビル)

図表8 借入金課税の計算例

〈前提条件〉 配分の支払いは当期末確定額50万円 事業年度→平成18年4月1日～平成19年3月31日 借入金→1,000万円 前年利益積立金額→5,000万円 自己資本比率→40%

	単位: 円
1 所得金額	50,000,000
2 社外債出額	
配当(当期末確定額)	2,000,000
交際費の繰上支払戻入	300,000
小計	2,300,000
3 差引(1-2)	47,700,000
4 法人税(差引)	13,570,000
5 住民税	2,800,000
6 加算調整金額(3-4-5)	31,330,000
7 借入金課税(注1)	
所得基準(所得金額×50%)	23,850,000
従業員数基準	20,000,000
純資産基準	0
自己資本比率基準	0
※一律金額が大きい(所得基準)→25,000,000を適用	
8 借入金課税(6-7) (注2)	6,300,000
9 税額	600,000

注1 借入金1億円以下の場合は50万円以下の額が50%注2 マイナス、調整後の場合はゼロとして算出注3 千円未満は四捨五入

従来は、利益が半分計算書によって計算後に支給する役員負担分については、借入金課税の対象とはなりませんでしたが、会社法の施行後はどうなるのでしょうか。

以上、平成19年度税制改正における関係会社の借入金課税の改正点をみてきました。借入金課税にまつわる本誌の解説は、法律の規定を踏まえていたか、うっかり忘れていたケースが大半です。改正点をしっかりと頭に入れて、正確な処理を心がけましょう。

会社(「中小企業新事業活動促進法」の経営革新計画認定企業)については、引き続き平成20年3月末まで控除される期間は、借入金課税は適用されません。経営革新計画等の承認を受け、借入金課税の停止措置を適用する

場合には、法人税の確定申告書に、①行政庁が承認した旨を記する書類、②承認された経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を記する書類、③承認された経営革新計画の計画書の写しを添付する必要があります。

今後役員負担分は 借入金課税の対象外

これまでは、会社決算時の役員負担分として役員負担を支払うと、その分は借入金課税の対象とならなかった。しかし、借入金課税の対象となる金額が少なくなり、借入金課税の対象となる金額が少なくなりました。

「役員も役員負担分は 借入金課税の対象外」

これまでは、会社決算時の役員負担分として役員負担を支払うと、その分は借入金課税の対象とならなかった。しかし、借入金課税の対象となる金額が少なくなり、借入金課税の対象となる金額が少なくなりました。